

安来市風力発電施設の設置に関するガイドライン

1 目的及び位置付け

安来市（以下「市」という。）では、第2次安来市総合計画及び安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減のため、再生可能エネルギーの理解・活用を推進している。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。しかしながら、各種発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、特に大規模な風力発電設備においては、地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになってきた。

本ガイドラインは、市内において風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の建設および運用・運転を行うにあたり、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、事業者が自主的に遵守すべき事項を示すことにより、自然環境及び景観の保全と、風力発電施設等との調和を図るとともに、設置区域及びその周辺における事故、公害及び災害等（以下「事故等」という。）を未然に防止し、市民の生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

2 対象

（1）対象施設

本ガイドラインの対象施設は、風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修（以下「建設等」という。）を行う場合とする。

ただし、発電出力（※1）の合計が100kW未満（※2）の風力発電施設については対象外とする。

※1 発電設備における単位時間当たりの最大仕事量

※2 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)では、「(風力発電)事業を検討する目安は、地上高30mでの年平均風速が6m/S以上であることが望ましい。」としている。地上高30mの風力発電施設の発電規模は、概ね100kW程度とされている。複数導入型においては、単機当たりの発電規模が100kW未満であっても、全体の最大出力が100kW以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。

（2）対象地域

本ガイドラインの対象地域は市内全域とする。

3 建設等に当たっての遵守すべき事項

(1) 住宅等との距離

風力発電施設の基礎部分から住宅等（学校・医療機関・福祉施設等を含む）への距離は、水平距離で600m（※3）以上とする。ただし、600m以上離れた場所でも次項（2）および（3）において示す基準値を超えない距離を確保するものとする。

※3 環境省による「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」では、2,000kWの風力発電設備1～11基が一行に配置された風力発電所を仮定し、発電所からの距離と騒音レベルの関係をNEDOマニュアルによる予測式を用いて試算したところ、夜間の騒音環境基準（A・Bタイプで45dB）を満たす距離は、概ね300～600mとされている。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音規制法に基づく規制区域内外に関わらず、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とする。

（参考）「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」では、騒音の大きさは以下のとおりとされている。

音圧レベル	音の例示
30dB	郊外の深夜のささやき声
40dB	市内の深夜、図書館
50dB	静かな事務所
60dB	静かな乗用車、普通の会話
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中
80dB	地下鉄・電車の中
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
100dB	電車が通るときのガード下
110dB	自動車の警笛
120dB	飛行機のエンジンの近く

(3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないものとする。

※低周波による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

※低周波による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

(参考) オクターブバンドとは、ある周波数を中心にして1オクターブ（ピアノで例えるとドの音から次のドの音までの関係のように上限の周波数が下限の周波数の2倍）ごとに区切った周波数の帯域のことで、その中心の周波数をオクターブバンド中心周波数と呼ぶ。また、オクターブバンドを1/3に分割したものを1/3オクターブバンドと言う。

(参考) 物的苦情とは、戸や窓のがたつきを言い、心身に係る苦情とは、不快を感じることを言う。

(4) 電波障害

ア 事業者は、電波のルート进行调查し、影響がある場合は、これを避けて設置するものとする。対象となる電波は、電波法で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波とする。

イ 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起これる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。

(5) 水環境

ア 事業者は、風力発電施設の建設等に当たって、工事に伴う土砂や濁水の流出の防止に努めるとともに、水道水源保護地域や周辺住民が生活用水として利用している沢水・井戸水等の水源地への影響や、土地の改変や森林の伐開による「地下水の水量」への影響がないよう、必要な措置を講じるものとする。

イ 工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置について、近年増加している集中豪雨の傾向を踏まえ検討するものとする。

(6) 自然環境

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等および運用・運転による自然環境（主として動植物及び生態系）への影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

イ 事業者は、鳥類に対する影響について、環境省「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」により、必要な措置（渡り鳥の飛行ルートを考慮した風力発電施設の配置、バードストライク・バットストライクの予防、希少な鳥類への配慮など）を講じるものとする。

(7) 景観

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、環境省「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」により、良好な景観の形成に努めるよう計画する。

イ ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年条例第34号）に基づく基準に適合すること。

ウ 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

エ 事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(8) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、建設等の影響から文化財を保護するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

(9) 光害

風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講じるものとする。

(10) シャドーフリッカー

風力発電施設等の影の明暗により、住宅等及び農業に悪影響を与えないものとする。

(11) 災害防止

- ア 災害発生時の緊急連絡体制を整備するものとする。
- イ 土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じるものとする。
- ウ 土砂災害計画区域及び急傾斜地への建設は、災害防止の観点から避けること。

(12) その他

風力発電施設等の建設等及び運用・運転に生じる、いかなる問題に対しても誠意をもって対応すること。

なお、風力発電施設等の建設等に当たって、事前に住民等から設置者に対して申し入れがあった事項についても、誠意をもって対応するものとする。

4 調整手順

(1) 市の窓口

事業者は、安来市市民生活部環境政策課を市の窓口として、風力発電施設等の建設等について、市の所管部局と協議するものとする。

(2) 事業説明

- ア 事業者は、風力発電施設等の建設等を計画したときは、市に対して当該事業の概要について、事前に説明を行うものとする。
- イ 事業者は、環境影響を受ける範囲に含まれると認められる自治会、住民及び周辺地権者（以下「住民等」という。）に対して、当該建設等の地域及び規模の概要について、事前に説明会を行い、十分な理解を得るよう努めること。なお、住民等への説明会を開催した場合には、報告書を作成し、市へ提出すること。

(3) 法規制に係る協議

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の関係各課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

(4) 環境影響評価の実施

事業者は、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が定める環境影響評価の手続きに基づいて、環境影響評価を実施し、その結果を住民等及び関係団体等へ説明するとともに、市へ提出するものとする。

(5) 事業進捗に伴う住民等への説明

ア 事業者は、建設等に係る進捗状況について、必要に応じて環境影響を受ける範囲に含まれると認められる住民等に説明するものとする。

イ 事業者は、住民等から出された質疑、意見に誠意を持って対応するものとし、十分な理解を得るよう努めること。

ウ 事業者は、説明会を開催したときは、関係者等への説明会に関する報告書を作成し、市へ提出するものとする。

5 建設等に係る工事中及び工事完了後における事項

(1) 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る工事中及び工事完了後においても、本ガイドラインに定めのある事項について遵守に努めなければならない。

(2) 事業者は、事前調査において環境影響が生じる可能性があるとして予測された事項及び住民等から出された懸念事項について、工事完了後に原則として四季毎に調査を行い、市へ報告すること。

6 維持管理等

(1) 事業者は、設置した風力発電施設等について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

(2) 事業者は、設置した風力発電施設等に騒音、電波等の障害が発生したときには、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、速やかに市へ報告すること。

7 市の施策への協力

(1) 事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めるものとする。

(2) 事業者は、設置した風力発電施設の発電量等の稼働状況について、市が求める場合は報告するよう努めるものとする。

8 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附則

(施行期日)

- 1 本ガイドラインは、令和5年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 本ガイドラインは、着工日が本ガイドラインの施行の日以後の設備の新設等についても適用する。ただし、既に環境影響評価法に基づく手続き中のものであっても、同法に基づく市長意見については、本ガイドラインの規定を参考にするものとする。